Yamamoto Acc Office 山本総合会計

山本総合会計ニュース

編集発行人　税理士　山 本 孝 久

〒152-0003　東京都目黒区碑文谷５－12－１　TS碑文谷ビル2F
TEL：03(3791)8863　FAX：03(3791)8292

彼岸花

9月

2018（平成30年）
長月 －SEPTEMBER－

17日・敬老の日
23日・秋分の日
24日・振替休日

日	・	9	23
月	・	10	24
火	・	11	25
水	・	12	26
木	・	13	27
金	・	14	28
土	1	15	29
日	2	16	30
月	3	17	・
火	4	18	・
水	5	19	・
木	6	20	・
金	7	21	・
土	8	22	・

9月の税務と労務

国　税	8月分源泉所得税の納付	9月10日
国　税	7月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）	10月1日
国　税	1月決算法人の中間申告	10月1日
国　税	10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合）	10月1日

ワンポイント　収入印紙の形式改正

７月から契約書や領収書などに貼付等する「収入印紙」の形式が改正されています。これは、偽造事件が後を絶たないことから偽造印紙の流通を防止するためで、31 種類ある券種のうち 200 円以上の 19 券種について、見る角度で模様が現れる技術等が取り入れられ、全ての券種に特殊発光インキが使用されています。

平成 30 年度
税制改正における中小企業に関する主な改正項目

平成30年度税制改正では、資産税で話題となるものが多くありますが、中小企業等にとって知っておきたい項目の創設や見直し等もありますので、以下、整理してみます。

1．所得拡大促進税制の見直し

(1) 制度の趣旨

従業員にとって、給与等が増えることは一番の喜びです。また、企業にとっても従業員が給与等の増加により、これまで以上に意欲的に仕事に取り組んでくれることで、企業利益にも大きな影響を与えることができます。

平成30年度税制改正では、持続的な賃上げを促す観点から、賃上げの一定割合について減税する措置の見直し（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の整備）が図られました（図表1）。

(2) 制度の概要

○ 要件等

青色申告書を提出する中小企業者等が、国内雇用者（役員やその親族は除かれます）に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等の支給額が前年の継続雇用者給与等支給額に対し1.5%以上増加したときは、給与等支給増加額の15%の税額控除ができます。

すなわち、前事業年度から当事業年度まで継続雇用している従業員に対して支給した給与等の合計額が対前年比1.5%増であれば増加した給与等の合計額の15%が減税されることになります。

○ 上乗せ措置

さらに高い賃上げ（2.5%以上）を行い、かつ、教育訓練費の増加（1.1倍）等の要件を満たす場合には、減税額も10%増加します。前期に教育訓練費がゼロであっても当期に教育訓練費を支出していれば、上乗せ措置の適用が可能ですので、従業員の給与等を2.5%以上増加と教育訓練費の支出により、さらなる減税が可能となります。

○ 適用時期

平成30年4月1日から平成33年3月31日までに開始する各事業年度。

2．中小企業の設備投資に係る固定資産税特例措置の創設

中小企業の生産性革命の実現に向け、生産性向上特別措置法において市町村の認定を受けた中小企業者等の生産や販売活動に使用されるなどの以下の要件を満たす一定の機械装置や器具備品などについて、固定資産税の課税標準を3年間、市町村の定めによりゼロから2分の1までの範囲で軽減する措置が講じられています。

○ 適用要件

① 中小企業が商工会議所等と連携して策定・申請した新規設備投資に係る計画が、市町村等が策定した導入促進基本計画に合致又は認定されること

② 導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資であること

③ 生産・販売活動等の用に供される、企業の収益向上に直接つながる新たな設備投資であること（単純な更新投資は除かれます）

○ 対象設備

生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する次の設備

・機械装置（最低取得価格160万円以上／販売開始時期10年以内）

図表 1　　財務省資料を基に作成

要件

・継続雇用者給与等支給額：対前年比1.5%以上

税額控除

・給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除
・継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件※を満たす場合には、控除率を10%上乗せ（→合計25%）
・税額控除額は法人税額の20%を限度

※教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件
①当期の教育訓練費≧前期の教育訓練費の1.1倍
②中小企業等経営強化法の認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことの証明

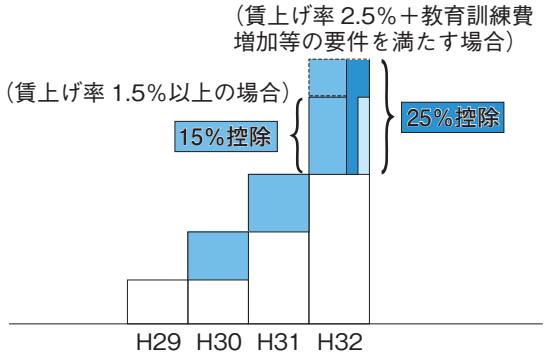

・測定工具及び検査工具（同30万円以上／同5年以内）
・器具備品（同30万円以上／同6年以内）
・建物附属設備（同60万円以上／同14年以内）
○　適用時期
生産性向上特別措置法の施行日（平成30年6月6日）から平成33年3月31日まで。

3．交際費課税の特例延長

交際費等の損金不算入制度及び交際費となる飲食費の50%（中小法人の場合は交際費のうち800万円までのいずれか）損金算入を認める特例措置の適用期限が、平成32年3月31日までに開始する事業年度まで2年延長されました。

4．少額減価償却資産の即時償却の延長

中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した際に、一定の要件の下で合計300万円まで全額損金算入（即時償却）を認める「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」措置の適用期限が2年延長（平成32年3月31日までに取得等をして事業の用に供した資産について適用）されました。

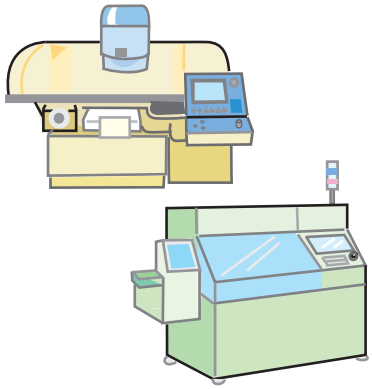

5．法人税申告書等の代表者及び経理担当者の自署押印制度の廃止

申告手続の電子化促進のための環境整備として、法人税、地方法人税、法人事業税及び地方法人特別税の申告書について代表者及び経理責任者等の自署押印制度が、平成30年4月決算法人から廃止されています。

6．不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置

印紙税法別表第一第一号文書の不動産の譲渡に関する契約書及び同表第二号文書の建設工事請負契約書の印紙税軽減に係る特例措置の適用期限が、平成32年3月31日まで2年間延長されました（図表2）。

図表2

契約金額		本則税率	平成32年3月まで
不動産の譲渡に関する契約書	建設工事の請負に関する契約書		
10万円超　50万円以下	100万円超　200万円以下	400円	200円
50万円超　100万円以下	200万円超　300万円以下	1,000円	500円
100万円超　500万円以下	300万円超　500万円以下	2,000円	1,000円
500万円超　1,000万円以下		1万円	5,000円
1,000万円超　5,000万円以下		2万円	1万円
5,000万円超　1億円以下		6万円	3万円
1億円超　5億円以下		10万円	6万円
5億円超　10億円以下		20万円	16万円
10億円超　50億円以下		40万円	32万円
50億円超		60万円	48万円

介護サービス利用時の負担割合変更（介護保険）

介護サービスを利用する場合には、利用者は費用の一定割合を負担することとされています。この利用者負担割合について、これまでは1割又は一定以上の所得のある者は2割とされていましたが、平成30年8月から65歳以上（第1号被保険者）であって、現役並みの所得のある者は費用の3割を負担することとされました。

現役並み所得とは、合計所得金額（収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後の額で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の額）が220万円以上あることをいいます。ただし、合計所得金額が220万円以上であっても、世帯の65歳以上の者の「年金収入とその他の合計所得金額（※前述の合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額）」の合計が単身で340万円、2人以上の世帯で463万円未満の場合は2割負担又は1割負担になります。

所得税の予定納税の減額申請とは？

個人の方で、その年の5月15日現在で前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上となる場合、その年の所得税及び復興特別所得税の一部をあらかじめ納付する必要があります。

予定納税基準額は、前年分の所得金額のうちに山林所得、退職所得等の分離課税の所得及び譲渡所得、一時所得、雑所得、平均課税を受けた臨時所得の金額がなく、災害減免法の規定の適用を受けていないときには、前年分の申告納税額がそのまま予定納税基準額となります。

ただし、予定納税の義務者が、廃業や休業、業況不振等によって、その年6月30日の現況による申告納税見積額が予定納税額の計算の基礎となった予定納税基準額に満たないと見込まれる場合等には「予定納税額の減額申請書」を所轄の税務署長に提出して承認されれば、予定納税額が減額されます。減額されるのは、次のような場合です。

① 廃業や休業、失業をした場合

② 業況不振などのため、本年分の所得が前年分の所得よりも明らかに少なくなると見込まれる場合

③ 災害や盗難、横領により事業用資産や山林に損害を受けた場合

④ 本年分の所得控除額や税額控除額が前年分と比較して増加するときで一定の場合

この減額申請は、第１期分及び第２期分について行うときは、その年の７月１日から７月15日までに提出する必要があります。また、第２期分のみの減額申請を行うときは、その年の11月１日から11月15日までに提出する必要があります。なお、減額申請書を提出するときは、申告納税見積額の計算の基礎となる事実を記載した書類を添付します。

印紙税 月単位等で契約金額を定めている契約書の記載金額

月単位等で契約金額を定めている契約書で、契約期間の記載があるものは当該金額に契約期間の月数等を乗じて算出した金額を記載金額とし、契約期間の記載のないものは記載金額がないものとなります。契約で契約期間の更新の定めがあるものについては、更新前の期間のみを記載金額算出の基礎とし、更新後の期間は考慮しません。例えば、清掃請負契約書で「清掃料月 10 万円、契約期間は 1 年とするが、当事者間で異議がないときはさらに 1 年延長する。」となされている契約書の場合は、記載金額が 120 万円（10 万円× 12 か月）の第二号文書として取り扱うこととなります。

蛍光灯型 LED ランプへの取替費用は修繕費か資本的支出か？

蛍光灯を蛍光灯型 LED ランプに取り替えた場合の取替費用は修繕費となるのでしょうか、それとも資本的支出となるのでしょうか？

蛍光灯を蛍光灯型 LED ランプに取り替えると、節電効果や使用可能期間などが向上します。そのことからすると、その有する固定資産の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなるものに該当し、資本的支出となるのではないかとも考えられます。しかし、蛍光灯（または蛍光灯型 LED ランプ）は、照明設備（建物附属設備）がその効用を発揮するための一つの部品であり、かつ、その部品の性能が高まったことをもって、建物附属設備として価値等が高まったとまではいえません。

したがって、そのときに生じた取替費用は修繕費として処理することが適当であると考えられます。